

令和2年3月2日

保護者各位

須賀川市教育委員会教育長

市内小・中学校の臨時休業の実施と臨時休業期間中の対応について

新型コロナウイルス感染症対策のための小・中学校の一斉臨時休業については、文部科学省からの要請を受け、福島県教育委員会からも適切に対応するよう依頼がありました。

市教育委員会としましては、子どもたちの安全を最優先にとらえ、感染の拡大防止に取り組むべき状況にあることを踏まえ、市内すべての小・中学校について下記のとおり臨時休業といたします。

保護者の皆様におかれましては、臨時休業の趣旨をご理解いただくとともに、子どもたちの家庭での過ごし方についてご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間

令和2年3月4日（水）～令和2年3月23日（月） 20日間

2 家庭での過ごし方について

臨時休業期間中の生活や学習については、今日と明日の授業日に事前指導いたしますが、家庭では特に次の点についてご指導くださるようお願いいたします。

- (1) 感染拡大を防ぐことが臨時休業の目的であることを踏まえ、外出を避け、可能な限り自宅で過ごすようにさせてください。
- (2) 自宅においても、こまめな手洗いやうがい、アルコール消毒、マスク着用など、感染予防の手立てを怠らないようお願いいたします。
- (3) お子さんの健康状態を把握し、体調がすぐれないときは体温を測定したり、医療機関で受診したりするなど、適切な対応をお願いいたします。なお、お子さんや同居しているご家族に感染の疑いがあり、検査が必要になった場合は学校にお知らせください。また、検査結果もお知らせ願います。
- (4) 自宅では、教科書やドリル、ワーク等を活用し、終わっていない学習内容を行うなど、自分で計画的に学習させてください。

3 その他

- (1) 3月24日（火）から学年末休業日となるため、明日3日（火）が今年度最後の授業日となります。
- (2) 卒業式については、出席者を最小限にしたり、時間を短縮したりするなど、感染防止対策に万全を期して実施する予定です。
- (3) 部活動、特設クラブ活動は行いません。
- (4) 児童クラブは、長期休業期間中と同様に開設しますが、集団感染防止のためできるだけ自宅で過ごすようお願いいたします。
- (5) 人の集まる場所への出入りを避けるようお願いいたします。

※ 3月4日（水）からtette（市民交流センター）は休館、市役所本庁舎各フロアの協働スペース及び打合せスペースも利用できなくなります。